

議案第五十五号

港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年六月二十五日

提出者 港 区 長 清 家 愛

港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

港区職員の給与に関する条例（昭和二十六年港区条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項各号列記以外の部分中「掲げる」を「定める」に改め、同項第一号本文中「（以下」を「（以下この項、第三項及び第五項において」に、「いう。」。「を「いう。」」に改め、同号ただし書を削り、同項第二号中「支給月数」を「運賃等相当額を支給対象期間内で通勤手当が支給される月の数（第五項において「支給月数」という。）」に改め、同項第三号中「掲げる額の合計額（その額を支給月数で除して得た額が五万五千円を超えるときは、五万五千円に当該支給月数を乗じて得た額）」、第一号に掲げる額又は前号に掲げる」を「定める額の合計額、運賃等相当額又は前号に定める」に改め、同条第三項中「交通機関等」の下に「

（次項及び第五項において「新幹線鉄道等」という。）」を加え、「の二分の一に相当する額（その額を支給月数で除して得た額が二万円を超えるときは、二万円に当該支給月数を乗じて得た額）を」に相当する額（第五項において「特別料金等相当額」という。）に改め、同条第四項中「同項」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして区規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して区規則で定める職員に限る。）その他前項」に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 運賃等相当額（交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額）、第二項第二号に定める額及び特別料金等相当額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）をそれぞれ支給月数で除して得た額の合計額が十五万円を超える職員の通勤手当の額は、前三項の規定にかかわらず、十五万円に支給月数を乗じて得た額とする。

付 則

この条例は、令和七年十月一日から施行する。

（説 明）

職員に支給する通勤手当の支給上限額を引き上げるほか、新幹線等の利用に係る通勤手当の支給要件を緩和するため、本案を提出いたします。